## 様式1

## 申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処分の名称			一般廃棄物処分の手数料等の減免						
根拠	『条例・規	則等名	さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する規則						
条項			第 18 条						
所	管音	郡 課	環境局	施設部	環境施設管理	1課	(電	話:829-134	12)
審査基準	基 準 (未設定の場 合はその理 由)		第18条第1項各号 (1)生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項に 掲げる保護を受けている者 [免除] (2)前号に準ずるものと認められる者 [免除] (3)条例第21条第1項に規定する一般廃棄物処理計画に 従い、資源の有効利用を図るため、事業系一般廃棄物 を分別し、市の処理施設に搬入した者(当該一般廃棄物処理計画に従って分別され、搬入された事業系一般廃棄物処理計画に従って分別され、搬入された事業系一般廃棄物に係る手数料等に限る。) [減額] (4)災害その他市長が特別の理由があると認める者 [免除又は減額]						
	設定等	年月日	平成 13	年5月	1日設定	平成 28 年	三2月24	日最終改	正
標準処理期間	期 (未設 合 は そ 由)	間 定の場 この理	既存 と見込 け入があ	まれる。 基準や注 るため、	> 施設の実績がこと、かつ、 主意事項、搬 相談時点で る場合は減額	申請者(代 公入時期等の 許可・不許	理人) 説明・記 可まで <i>0</i>	とは対面で 周整を行う の期間及び	受必許
1	設定等	年月日		年	月日設定	<u> </u>	<b>声</b> 月	日最終改〕	E
	備	考	桜環境	センター	一適用(平成	文27年4月	1日供用	開始)	